

来たれ！

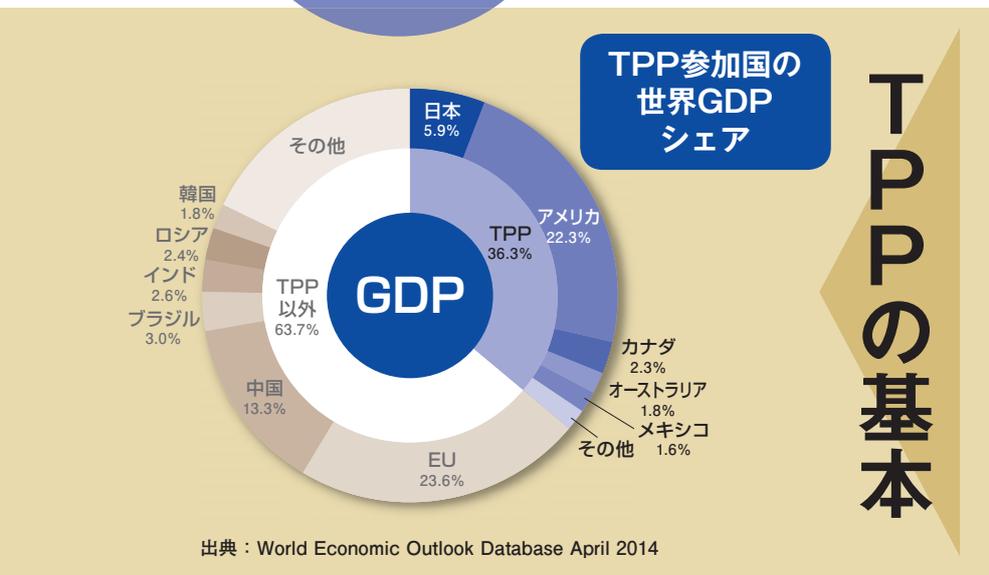
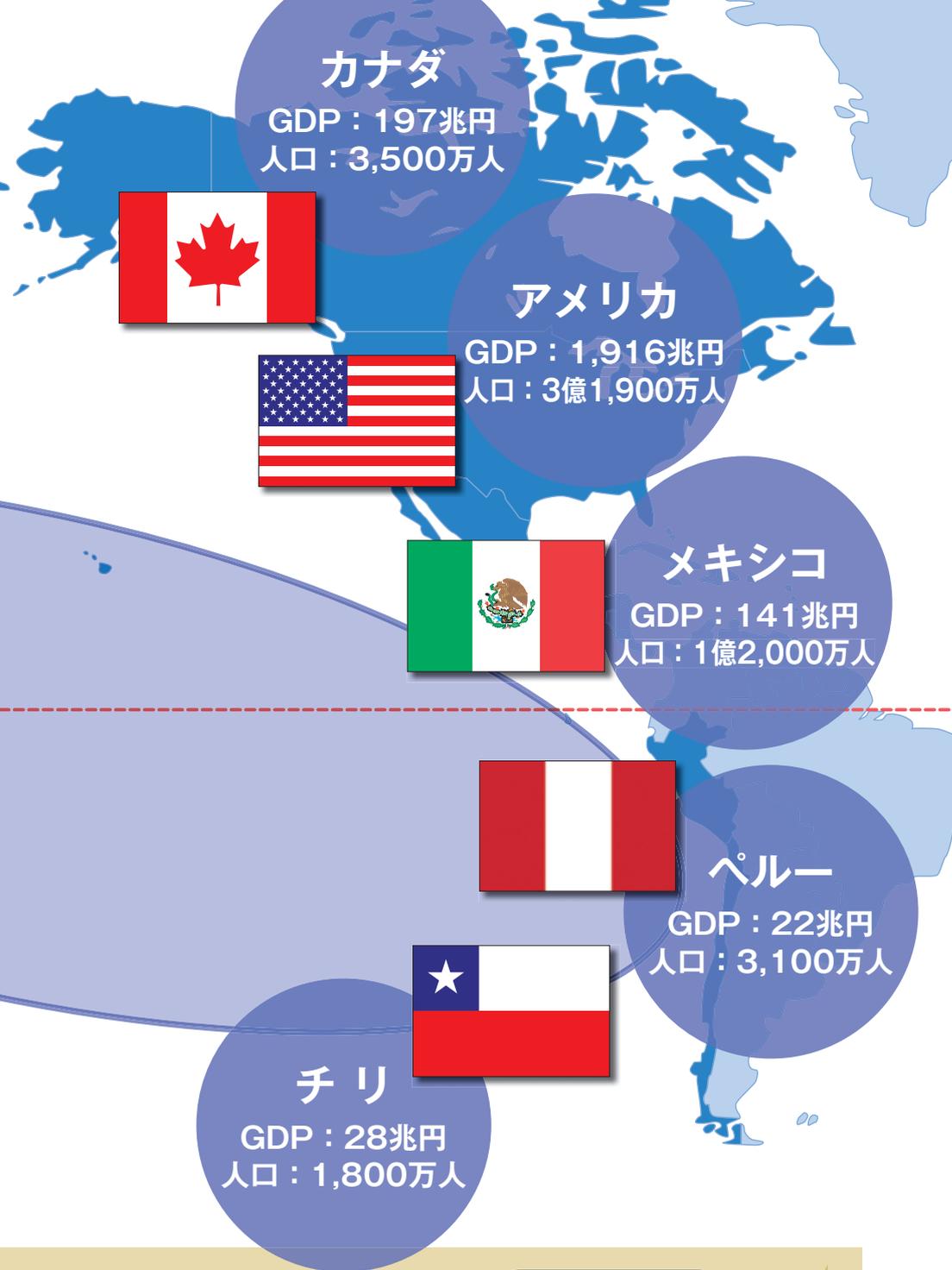
【前編】

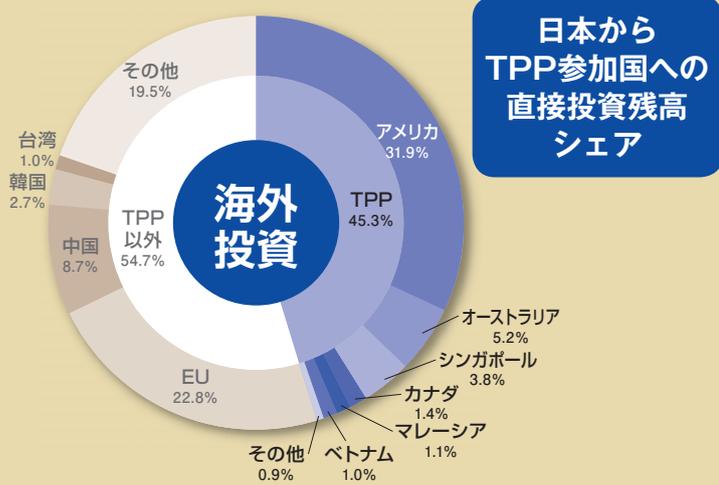
TPP

【基本講座】

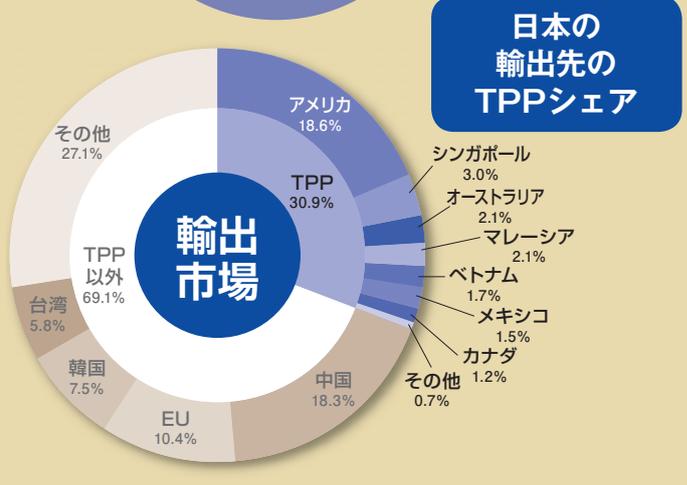
TPPは日本の将来にとってどんな意味があるのか。農業界にどんな影響があるのか。そして、農業経営者はどう動くのか。その基本、活用法、実践法を3回連続特集でお届けする。

構成／浅川芳裕





出典 : JETRO日本の国・地域対外直接投資残高



出典 : JETRO地域別貿易概況

PART 1

TPP合意の意義と展望

国際通商交渉の第一人者が、TPP合意について10の疑問に答え、その本質的メリットに迫る。

TPP交渉の 総合評価

今回のTPP交渉をどう評価するべきか。2015年10月5日のTPP大筋合意で日本は何を獲得し、何を失ったのか。この問題は年明けの国会でも取り上げられており、いまや国民的関心事となっている。

昨年は終戦から70年の年であると同時に、日本の戦後国際社会への復帰の第一歩だったGATT(関税貿易一般協定)加入から60年、GATTの後継機関であるWTO(世界貿易機関)設立から20年の節目の年だった。その年にTPP大筋合意ができたことは歴史的に重要だった。なぜなら、TPP合意により日本の貿易自由化の歩みがいよいよ完成期に入ったといえるからである。

TPPが成立すれば日本は究極の



慶應義塾大学教授

渡邊頼純

(わたなべ・よりずみ)

元・日本・メキシコEPA首席交渉官。慶應義塾大学総合政策学部教授。上智大学大学院国際関係論専攻博士課程単位取得満期退学。南山大学助教授、大妻女子大学教授、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部、GATT事務局、欧州連合日本政府代表部、外務省経済局参事官、外務省参与などを経て現職。著書に「GATT・WTO体制と日本」(北樹出版)、TPP関連では「TPP参加という決断」(ウェッジ)、「TPPと日本の決断」(編著、文真堂)、「TPP交渉の論点と日本」(同)などがある。

TPP合意で よく聞かれる 「10の疑問」

貿易パートナーであるアメリカとFTA関係になることで「経済安保」を確立したことになる。TPPにより経済的安定とビジネスの予見性を獲得し、国際経済に内在する不確実性を減少させることができた意義は大きい。コメや麦、牛肉や豚肉などいわゆる「重要5品目」についても関税撤廃の原則適用を逃れたわけではなかったものはないと筆者は考えている。その農業でさえ、筆者はTPPでさらに強くなれる基盤を国内外で整えていく機会を得たと見ている。

TPP大筋妥結後、渡邊教授がマスコミから受けた数々の質問のなか

で、代表的なものを10ピックアップし、本誌読者のために簡潔に回答する。

Q1

TPPの日本経済への効果はどの程度なのか。GDP1.6%との評価もあるが、それは妥当か。

A1

TPP参加各国の関税撤廃による日本製輸出品の関税負担額の軽減効果は一般的に「静態的効果」とされているが、それだけではなく、投資や競争、SOE(State-owned Enterprise = 国営企業)に関する規律などルール面での規律がTPPによって確立されたことが重要である。このような新たなルールはまだ完全なものではないにせよ、今後アジア太平洋地域におけるルール策定の「ひな型」となるものであり、ビジネスを円滑に行なうための法的基盤を提供する。このような新たなルール形成によるTPPの「動態的効果」は「静態的効果」を超え

てその波及効果はさらに大きい。

Q2 安倍政権の決定と交渉方針をどう評価するか。

A2 12年12月の政権奪取後の安倍政権の取り組みは準備周到で

効果的だった。まず13年2月に日米首脳会談を行ない、そこで日本に与るの農業とアメリカにとつての自動車の日米双方の「センシティブティ」（痛みを感じる部分）として特定し、その後3月に交渉参加を正式決定、4月に基本的には日米で「痛み分け」の構造を作り上げ、いわば「センシティブティの交換」という形で「例外なき関税撤廃」というTPPの当初の大原則を修正し、このことをアメリカに認めさせたのはその後の交渉を促進するうえでたいへん有益だった。

交渉態勢についても内閣府にTPP対策本部を設置し、従来のEPA交渉に比べてより首相権限に直結した形で交渉チームを構成したことは迅速な交渉とそのため国内環境づくりを効果的に促進した。TPP交渉は10年3月から始まっており、日本はそれから3年4カ月遅れての交渉参加だったが、この遅れは日本にとっては不利に働くどころか、むしろ日本が交渉参加してから関税撤廃の例外が認められることになる

など、日本が「ゲーム・チェンジャー」として存在感を發揮したとさえ思われる。さらに、アトラクタでの最終局面においては、甘利明TPP担当大臣が交渉決着に向けてマイケル・フロマンUSSTRに強く迫るなど、妥結に大きく貢献した形となった。

Q3 市場アクセス(関税撤廃・削減)に関する交渉結果をどう見るべきか。

A3 TPP交渉の結果、日本以外

の11カ国の最終的な関税撤廃率は99%台であり、発効後ほぼ10年でTPP参加国の関税はなくなることになる。これは日本にとって大きなメリットがある。他方、日本の最終的な関税撤廃率は95・1%となっているが、これは工業製品では100%と完全な自由化になるものの、農林水産品では81・2%と参加国中最低レベルにとどまっていることによる。ちなみに、日本以外の11カ国は農林水産品についても98・5%の関税撤廃率となっている。(表1)を参照)

日本の輸入農産品について見ると、センシティブティの高いいわゆる「重要5項目」については全体で586品目あるうち、輸入実績がないものや国内生産者への影響がない

と判断された約3割に相当する174品目について関税を撤廃することとした。他方、それ以外の約7割については関税を維持することで合意している。(表2)を参照)

たとえばコメについては、国家貿易により輸入するものについてはアメリカに当初5万tの数量枠を3年間維持した後、段階的に増加して発効後13年目以降は7万tにすることで合意した。オーストラリアにも13年目以降8400tの枠を設定した。国家貿易以外によるコメの輸入については現行税率である1kg当たり341円を維持することが合意され、これが日本側にとつての「最大の成果」となっている。

牛肉については、現行の38・5%から16年目以降に9%に下がり、豚肉については、現行4・3%の高価格帯のものについては発効後10年目でゼロになるが、低価格帯の豚肉にかかる従量税は現行の1kg当たり482円から10年目に同50円にまで削減されることになった。これらについては輸入急増に対応するためのセーフガード措置(緊急輸入制限)も用意されている。

このように日本のセンシティブティに配慮した十分な例外措置が確保された一方で、他方では日本からの自動車・自動車部品輸出については

アメリカ側のセンシティブティに配慮した形で関税撤廃は大幅に先延ばしになった。乗用車の場合、現行2・5%の関税は15年目から削減が始まり、25年目によりやく撤廃となる。トラックは現行30%と高関税だが、これについては何と29年間関税を維持し、30年目でやっと撤廃となる。

これは日本の自動車工業界にとつては必ずしも朗報ではないが、他方では自動車部品についてはその87%が即時関税撤廃されることには大きな意味がある。日本の自動車メーカーによるアメリカでの現地生産台数は約250万台であり、日本からの輸出台数の約180万台を超えているからである。

このような「センシティブティの交換」とでも呼ぶべき市場アクセス交渉をどう評価するべきだろうか。従来の日本の農業保護主義に鑑みれば、TPP交渉においては大きな政治的決断がなされたと評価することができるが、他方では日米というTPPを代表する貿易大国が互いのセンシティブティを擁護する形で高関税を維持したり撤廃を大幅に先延ばしたことは自由貿易という名の下行なわれた「管理貿易」とのそしりを免れない。とくにコメについては日本での価格が1俵(60kg)当たり約1・2万円程度まで下がって

きた一方で、アメリカ産の高級米がドル高円安の影響もあって同水準にまで上がってきたことにより、コメの内外価格差がなくなりつつあるときに、果たして高関税で国産米を保護する必要があったのかという根本的疑問は残っている。

Q4 TPPについては、食の安全や日本の皆保険制度が脅かされるなどの（あまり根拠のない）懸念が抱かれた。何が原因か。

A4 JA全中（農協）がTPP反対の「多数派工作」をしたもの。JAは医師会、弁護士会などを巧みに抱き込んで反対運動を組織化し、全国的に展開していった。

Q5 TPPの「経済」を超えた重要性についての評価如何。戦略的な価値はあるか。その中身はどうか。

A5 市場経済、法の支配、人権、民主主義などの西洋型普遍的価値体系がTPPを通じて東アジア圏に広がる基本を形成したといえる。ASEAN（東南アジア諸国連合）やRCEP（東アジア地域経済連携）などにも制度構築のうえで重要なインパクトがありうる。その意味でTPPは極めて「戦略的」といえる。

Q6 TPPのアメリカ議会での承認について。その可能性と時期はどうか。

A6 TPPをめぐるアメリカ議会の動向は不透明である。批准のためには上下両院で多数派を擁している共和党の賛成が不可欠だが、

バイオ医薬品のデータ保護期間の12年から8年への短縮は党内ですこぶる評判が悪い。共和党の指名選挙の前哨戦でトップを走るトランプ氏は明確にTPPに反対している。また、自らが国務長官時代には明示的にTPP推進派だったヒラリー・クリントン氏も「現在のTPP」には賛成できないと条件付き反対を表明している。したがって、TPP承認の今後の展開はよくわからないし、決して楽観できない。

推察の域を出ないが、一つのシナリオとして蓋然性が高いのは、「本命」とされる民主党のクリントン候補が大統領選を制した場合、オバマ大統領の花道を飾る形で今年11月の大統領選挙後に共和党と超党派で批准に合意、TPP実施法案を通過させ、発効に至るという流れが想定される。このシナリオでさえ相当楽観的と思われるが、その場合でもTPPの発効は早くして2017年年初ということになる。

表2：農林水産品の関税撤廃率

| | 即時撤廃率 (品目ベース) | 最終撤廃率 (品目ベース) |
|-------------|------------------|------------------|
| アメリカ | 55.5 | 98.8 |
| カナダ | 86.2 | 94.1 |
| オーストラリア | 99.5 | 100.0 |
| ニュージーランド | 74.1 | 96.4 |
| シンガポール | 96.7 | 99.6 |
| メキシコ | 100.0 | 100.0 |
| チリ | 96.3 | 99.5 |
| ペルー | 82.1 | 96.0 |
| マレーシア | 97.7 | 100.0 |
| ベトナム | 42.6 | 99.4 |
| ブルネイ | 98.6 | 100.0 |
| 日本を除く11カ国全体 | 84.5 | 98.5 |
| 日本 | 51.3 | 81.2 |

表1：工業製品の関税撤廃率

| | 即時撤廃率 (貿易額ベース) カッコ内は品目数ベース | 関税撤廃率 (貿易額ベース) カッコ内は品目数ベース |
|-------------|----------------------------------|----------------------------------|
| アメリカ | 67.4 (90.9) | 100.0 (100.0) |
| カナダ | 68.4 (96.9) | 100.0 (100.0) |
| オーストラリア | 94.2 (91.8) | 99.8 (99.8) |
| ニュージーランド | 98.0 (93.9) | 100.0 (100.0) |
| シンガポール | 100.0 (100.0) | 100.0 (100.0) |
| メキシコ | 94.6 (77.0) | 99.4 (99.6) |
| チリ | 98.9 (94.7) | 100.0 (100.0) |
| ペルー | 98.2 (80.2) | 100.0 (100.0) |
| マレーシア | 77.3 (78.8) | 100.0 (100.0) |
| ベトナム | 72.1 (70.2) | 100.0 (100.0) |
| ブルネイ | 96.4 (90.6) | 100.0 (100.0) |
| 日本を除く11カ国全体 | 76.6 (86.9) | 99.9 (99.9) |
| 日本 | 99.1 (95.3) | 100.0 (100.0) |

Q7

日米関係に及ぼす影響にはどのようなものがあるか。

A7

日米経済関係は戦後1950年代の繊維に始まり、鉄鋼、造船、テレビ、ボールペアリング、半導体、自動車と日本の経済発展の花形の産品で常に「摩擦」を経験してきた。その日米両国がFTA関係に入るとは極めて重要であり、画期的といえる。日米は政治軍事面での同盟関係である日米安保条約を1960年以来有しているが、経済面ではこれまで包括的な法的枠組みを持っていなかった。その意味でTPPは日米間の「経済安全保障」の枠組みであり、日米間で将来にも紛争は起こりうるが、TPPの紛争解決メカニズムがビルトインされたことで経済問題の「政治化」が起りにくい。これは双方にとって大きなメリットであり、経済関係の安定化に大きく寄与する。

Q8

中国に与える影響。中国の参加についての展望。

A8

中国が2、3年以内にTPPに参加することは難しいが、RCEP交渉の進展がはかばかしくなればTPPに中国が乗り換える可能性は十分にある。TPP入りは中国にとって「第二の入世(WTO

加盟)」ともいわれている。中国は

従来RCEPにその軸足を置いてきた。しかし、RCEP交渉はインドやインドネシアが貿易投資の自由化に積極的ではないことからスピード感をもって東アジア地域のコネクティブティを改善していくことができないことに中国自身がフラストレーションを感じ始めている。以前から中国の識者の一部には「TPPは西洋医学、RCEPは漢方医学」と両者の違いを説明する向きがあったが、中国社会科学院の永久会員である張愷琳氏はTPPとRCEPの「補完性」を指摘し、両者は対立するものではなく相互に補完しあう枠組みであると筆者と共に出演したNHK国際放送の番組などで述べている。

Q9

他のアジア太平洋諸国も次々と参加すると考えているのか。

A9

インドネシア、CLM(カンボジア、ラオス、ミャンマー)のASEAN4カ国は当面難しいだろう。インドネシアについてはアトラクタ合意の後、オバマ大統領と会談したジョコ・ウイドド大統領は自国もTPPに参加したいとの意向を表明したと報道されている。韓国、タイ、フィリピン、台湾などはす

に正式に参加表明するなど積極的

である。参加のためには現加盟国12カ国との交渉を経る必要がある、そのプロセスは決して容易ではないが、TPPがAPEC(アジア太平洋経済協力)の自由貿易圏であるFTAAの中核となることはほぼ確実である。

Q10

広く、世界の貿易秩序に与える影響はどうか。米・EU間のFTAであるTTIPや日本・EU EPA交渉の動きを加速することになるか。

Q10

TTIP(環大西洋貿易投資パートナーシップ。アメリカとEU間の自由貿易協定)には「古くて新しい問題」、たとえばGI(地理的表示)やSPS(衛生検疫措置)協定の「予防原則」をめぐる問題がくすぶっており、ISDS(投資にかかる投資家対国家の紛争処理)に見られるような欧州側の疑心暗鬼もあり、「規制収斂・凝集性」の分野が難問となっている。しかし、TPP合意は全体として欧州に対してやはりポジティブなメッセージといえる。日・EUについては、EUが野心的になり過ぎなければまとまるが、現時点ではEUはTPP以上のMA(市場アクセス)を主張してお

り、難航している模様である。日本側もTPPの国会手続きとの関係で大胆な農産品関税撤廃・削減を提示できない国内事情があり、15年の年内妥結には至らなかった。

ASEANやAlianza del Pacifico(太平洋同盟)メキシコ・コロンビア・ペルー・チリ)等の穏健派途上国をlike-minded countries(政策や基本方針などにおいて思いを同じくする国々)としてCritical Mass(全体の方向性を決定するような多数派)を形成し、WTO・DDA(ドーハ開発アジェンダ。一般にドーハラウンド)をまとめ、日米欧加の「旧4極」主導でWTOの再興を果たすことを目指すのが現実的なアプローチと考える。しかし、問題はブラジル、ロシア、そしてインドである。つまり、「BRICSマイナス中国・南ア」の国々である。ロシアはまともな製造業がないことと、ユーラシア経済共同体という「似非関税同盟」が問題である。戦略的には中国とロシアを分断し、中国をTPPに組み入れる一方、ロシアについては極東ロシアを「独立した関税地域」としてAPECの枠組みの中でRCEPに参加させ、また日本とのEPAを締結する方向へリードするなど、戦略的に対応することが重要と思われる。

TPPPの 日本経済にとっての メリットは何か？

最大のメリットはアジア太平洋地域における生産ネットワークの「シームレス化」である。85年9月のプラザ合意以降、日本の製造業は円高ドル安への流れに対応するために部品の製造拠点を東アジアの新興工業国（NIEs）や中国に移転させ、部品から最終製品まですべて日本で製造する「made all in Japan」方式から、部品は海外で生産し、それを日本ないしは海外のマザー工場で組み立てて欧米市場に輸出するパターンへ、「make made by Japan elsewhere」方式へ移行した。

その動きを加速したのがASEANのFTA（AFTA）形成だった。日本の製造業はASEAN域内で最適立地を模索し、各国に直接投資を活発に行なって部品の現地生産を拡大した。その部品をAFTAのCEPT（包括的実効特惠関税）スキームに乗せて40%以上の付加価値を付けた場合には関税ゼロでASEAN域内を動かすことができたため、次第に域内に工程間分業のメカニズムが構築されることになる。

このような産業内分業のメカニズムを確固たるものにしたのは日本のASEAN諸国との二国間EPA（経済連携協定）であり、2002年11月に発効した日・シンガポールEPAを皮切りに次々と締結された。こうして日本からの投資を引き金としてスタートした生産ネットワークの構築による「事実上の統合（de facto integration）」はEPAという法的枠組みによって補強された「法律上の統合」（de jure integration）に深化していったのである。そして、その延長線上にあるのがTPPである。

TPPは東アジアの生産ネットワークを太平洋を超えてアメリカ・カナダ・メキシコというNAFTA（北米自由貿易協定）の市場につなぎ、さらにペルーやチリといった南米諸国、オーストラリアとニュージーランドのオセアニア諸国にリンクさせるものである。こうして世界のGDPの約38%をカバーする地域に継ぎ目がない、つまりシームレスな自由貿易圏ができたことのメリットは日本にとっては計り知れない。（図1）と

【図2】を参照

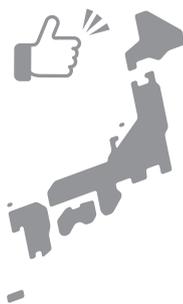


図1：メガFTAsの重要性（GDPのシェア%）

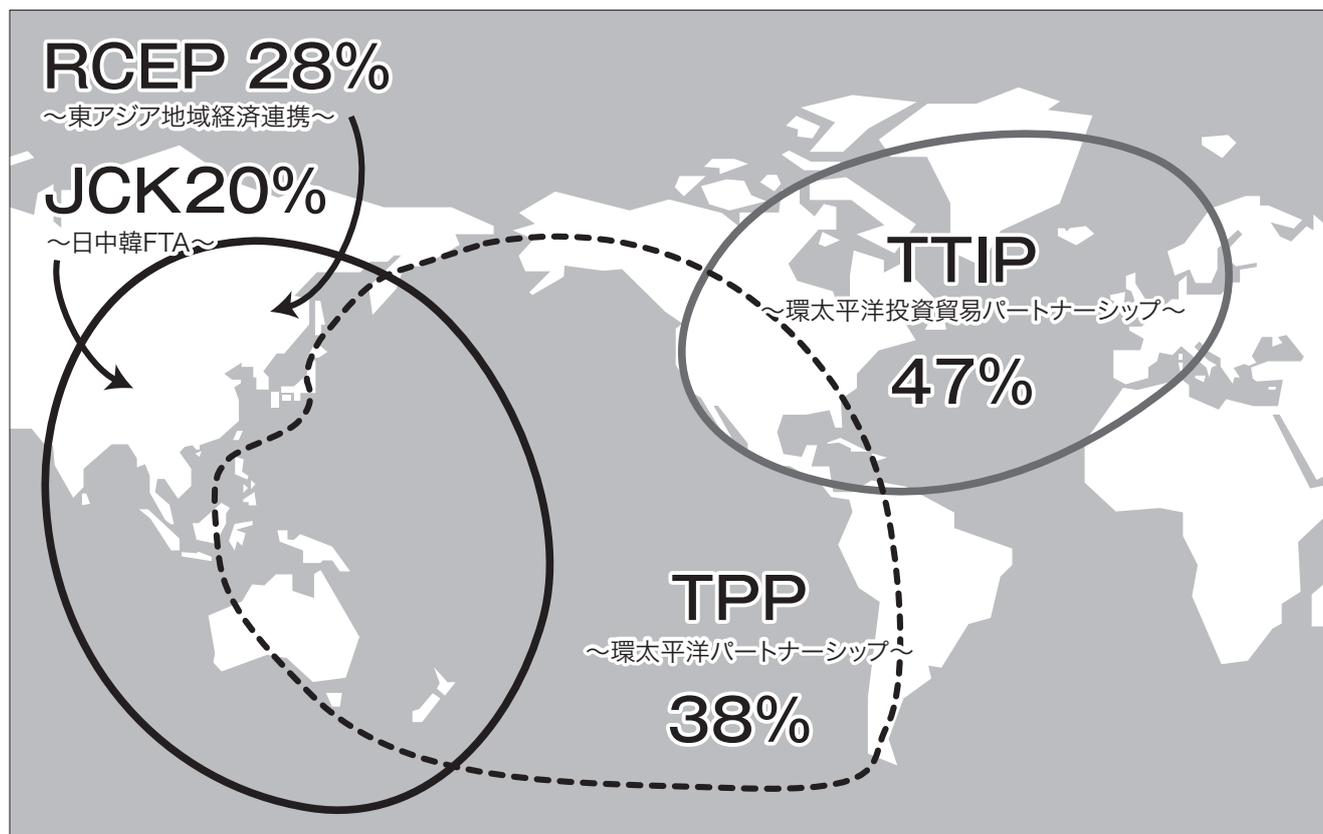
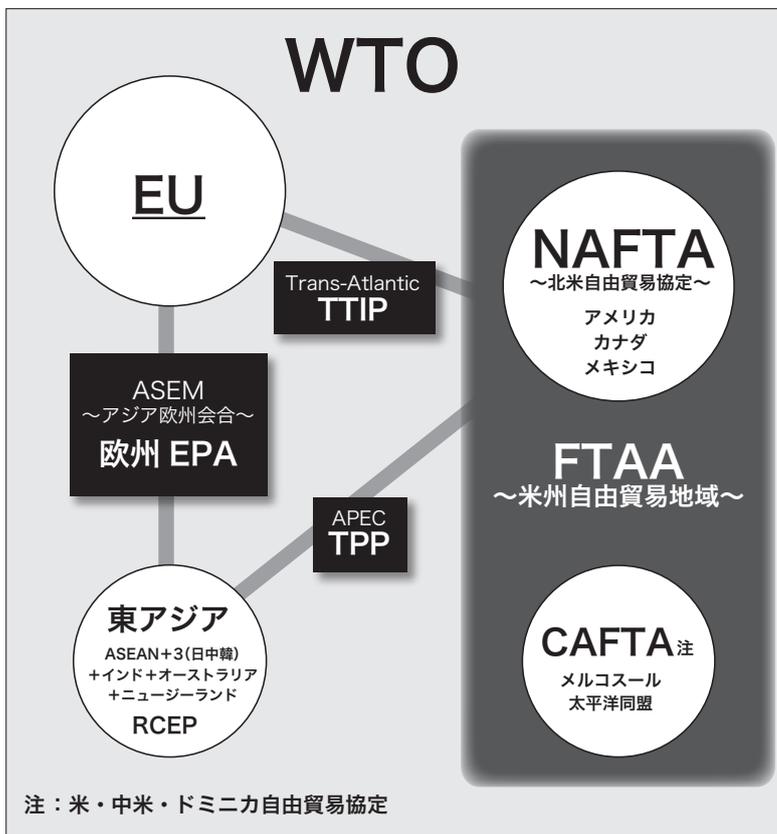


図2：メガFTAsとWTO体制



TPPの利便性、その「しかけ」は原産地規則

このようなシームレスな生産ネットワークをTPPにおいてさらにメリットのあるものとしているのは何か？ その答えは「原産地規則」(rules of origin) である。とくにTPPの原産地規則は「完全累積」(3・

10条) にその特徴がある。これは、①他のTPPメンバー国で他の製品の生産に使用される一または二以上のメンバー国の原産品・原産材料は他のメンバー国の原産品と見なす(モノの累積)、②メンバー国での非原産材料による生産は、その生産が付加価値基準を満たしていなくても製品の原産コンテンツに加えられる(生産行為の累積) ことを意味している。このような「寛容な」完全累積原則の導入により、非TPP参加

国を含めアジア太平洋地域に広く生産ネットワークを構築してきた日本の製造業にとっては既存のバリュー・チェーンを活用しやすくなる。さらに、TPPではすべてのメンバー国を一つの領域と見なし、すべてのメンバー国の領域内を移動する限り原産性を維持することが認められており(3・18条)、第三国経由の場合の立証負担の緩和が図られている。

また、原産地証明の発行手続きも輸出者、生産者、輸入者による「自己証明制度」を採用しており、日本のEPAにおいてこれまで主流だった第三者証明制度に比べて利用者である企業の事務負担が大きく軽減された。

このようなTPPの原産地規則はこれを使用する企業にとって利便性が高まっており、いわゆる「ユーザー・フレンドリー」なものとなっている。

他方では自動車やその部品、繊維・衣類など、よりセンシティブな分野では原産地規則がより細かく規定されていることにも注意すべきだろう。たとえば自動車の完成車については、控除方式の付加価値基準によるかまたは特定部品7品目の加工工程(14の金属加工)がTPP域内で行なわれれば原産性を付与することになっ

ている。また自動車部品については、関税番号変更基準と付加価値基準の選択制となっており、特定部品14品目は加工工程(14の金属加工)の一つをTPP域内で行なえば原産性が付与されると規定されている。

繊維・衣類については衣類(HS 61類と同62類)および中古衣類等(同63類)は生地がメンバー国の領域で作られた糸から作られている場合のみ原産品とされるとあり、これはNAFTAにおける「ヤーンフォワード(yarn-forward)」と呼ばれる方式を踏襲している。

原産地規則以外にも投資規定、ビジネス関係者の一時入国、政府調達、国有企業などについても日本企業にとってメリットのある規定が随所に見られるが、紙幅の都合からこれらの論点については稿を改めたい。

【参考文献】

渡邊頼純 「TPP 参加という決断」 ウェッジ、2011年
 渡邊頼純 「GATT・WTO 体制と日本」 北樹出版、2012年
 浅川芳裕 「TPPで日本は世界一の農業大国になる」 KKベストセラーズ、2012年
 石川幸一・馬田啓一・木村福成・渡邊頼純(編著) 「TPPと日本の決断」 文眞堂、2013年
 石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純(編著) 「TPP交渉の論点と日本」 文眞堂、2014年
 石川幸一・馬田啓一・高橋俊樹(編著) 「メガFTA時代の新通商戦略」 文眞堂、2015年

PART 2

TPP 農業界への影響と展望

TPP 後も脱税オプションが残る豚肉業界の未来は不透明のまま。
いまこそ、業界の健全化を自ら図る意識改革と行動を。

TPP 農業交渉の評価

TPP は農業交渉において「たるんだ」協定となってしまった。日本が重要5品目（コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖）とする多くで、自由貿易の精神に反する管理貿易（国家貿易や差額関税など）の仕組みを残したためだ。その結果、日本農業の成長機会を自ら閉ざしてしまった。

TPP 交渉開始前から筆者が提言してきたとおり、日本がこうした「聖域」を戦略的になくしていけば、農産物の加工貿易が発展し、国内農業の需要が伸長するスタートラインに立てたはずだったが、結果は違った。低関税・中関税だった加工品のほとんどは数年で無税化の道をたどる。上述した「重要」品目は徐々に関税

が下がるものもあるが、全般的に「聖域」が残ってしまった。

要するに、原材料農産物は高関税のままか少しだけ下がり、加工品は一気に下がる。これでは食品産業にしてみれば、短中期的にも長期的にも海外で製造したほうが「よりお得」という結論しか導き出せない。日本の農産物需要はマクロにみれば約7割が加工品である。聖域が残って、農業者の顧客（食品事業者）が国内からいなくなるとは本末転倒だ。売り先の減少により、国産同士の過当競争が激化し、農場の利益率が低下する。農業保護どころではない。

こうしたTPP 農業交渉の問題点は妥結直後の安倍総理の会見内容にすべてが集約されている。

「聖域なき関税撤廃は認めることができな。これが交渉参加の大前提であります。とくにコメや麦、サトウキビ、甜菜、牛肉、豚肉そして乳製品。日本の農業を長らく支えてき

山口大学農学部講師

浅川芳裕

(あさかわ・よしひろ)

『農業ビジネス』編集長、ジャガイモ専門誌「ポテカル」編集長。1974年、山口県生まれ。カイロアメリカ大学（AUC）中東史学科、カイロ大学文学部東洋言語学科セム語専科中退。英語、アラビア語通訳、ソニー中東新興市場専門官、農業技術通信社専務「農業経営者」副編集長を歴任。主な著書に『日本は世界5位の農業大国』（講談社）、『TPPで日本は世界一の農業大国になる』（KKベストセラーズ）など多数。近著に『日本よ！《農業大国》』（共著、ヒカルランド）、近訳書に『国家を喰らう官僚たち アメリカを乗っ取る新支配階級』（新潮社）がある。

たこれらの重要品目については、最後の最後までギリギリの交渉を続けました。その結果、これらについて関税撤廃の例外をしっかりと確保することができました。（中略）新たに輸入枠を設定することとなるコメについても、必要な措置を講じること、市場に流通するコメの総量は増やさないようにするなど、農家の皆さんの不安な気持ちに寄り添いながら、生産者が安心して再生産に取り組むことができるように万全の対策を実施していく考えであります」

コメについて要約すれば、自由化は避けた（現在の国産米より高い1kg 341円の高関税を維持）。その見返りに輸入枠は増やした（米豪から5・6万t、13年目以降7・84万t）。その分、政府が買い上げる国産米の量を増やしていく。その結果、コメの供給量は変わらないから、米価の下落は抑えられるはず。加えて、補助金を増額するから安心してく

れ、とのメッセージである。

総理はTPPでコメを守ったというが、これでは日本の稲作産業は衰退の道をたどる。今回のTPP交渉でコメと競合となる麦については、関税に相当するマークアップ（農水省が輸入時、徴収する差益）は45%から最大50%削減されることになる。つまり、麦の価格は下がっていく一方、コメの価格は高止まりを目指す、とっているのだ。よって、

麦を使った食品開発はさらに進み、買いやすくなる一方、人為的にコメ離れが進んでいく。換言すれば、国主導の農政に先祖返りである。発展に真っ向から逆行する、3つの政府介入、①国家貿易の維持、②作物差別的な補助金設計、③食品工場の海外移転促進政策がTPP後も継続されることになった。

そこでまず、今回の交渉結果のどこが問題なのか品目ごとに解説す

る。そして、気が早いといわれるだろうが、TPP再交渉戦略について、重要品目ごとに提言したい。

TPPはリビング・アグリメン（生きた協定）である。妥結した内容が未来永劫、フィックスされるように誤解している人が多いが違う。21世紀型の世界基準となるべき共通ビジネス・ルール構築実現がTPPの目的だ。『生きた』の名のとおり、関税・サービス・投資など

の自由化合意について、全12加盟国が実施フェーズに移行させていきながら、今回妥結できなかった積み残し事項についても交渉がいずれ再開される。その際、日本が今回選択した管理貿易の手法は見直しが迫られることになる。そこで政府が同じ過ちを犯さないよう、いまのうちから新たな選択肢を提示したい。

今回は豚肉に焦点を絞り、次号以降、他の品目について解説する。

重要品目の交渉結果と問題

豚肉

【よくある説明】

TPPで最も大きな影響を受ける品目は豚肉である。なぜなら、関税が現在の1kg当たり482円からTPP発効後10年で、50円へと大幅に下がるからだ。その結果、安い輸入豚肉が大量に入ってくることになる。また、豚肉は外国産と国産で味の差がつきにくいいため、価格を重視する消費者が多い。そのため、関税引き下げによって、国内価格が値下がりし

て、養豚農家に大きな打撃を与える。その影響額は4140億円に及ぶ（日本養豚協会の試算）。

【実際の報道】

「豚肉の関税の大幅削減などで譲歩を余儀なくされた」（1月4日付北海道新聞）、「関税50円はもはや撤廃と同じ」（週刊東洋経済15年12月12日号）

【農水省の説明】

差額関税制度・分岐点価格を維持するとともに、セーフガードを設置。コンビネーション輸入が引き続き行なわれるのではないかと想定されることから、当面、輸入の急増は見込みがたい。生産減少額は、約169億円から322億円と試算。

TPPと豚肉

ホントの説明

差額関税制度による脱税ホークの常態化

もし現在、輸入豚肉に対して1kg当たり482円の関税がかかっているのであれば、【よくある説明】はもっともだ。しかし、事実はそのようではない。輸入時の関税を財務省に問い合わせると、1kg当たり482円支払っているケースはゼロである。平均すると、その20分の1以下の平均23円となっている。それを実質の関税率に直すとわずか4%強だ（図1参照。関税収入を輸入額で割って算出した）。TPP以前に自由化し

ているも同然である。

一体どういうことか。豚肉には差額関税と呼ばれる特殊な制度がある。

まずは分岐点価格が設定される（1kg当たり524円）。分岐点を超える豚肉には一律4・3%の関税がかけられる。それより安い豚肉の場合、その分岐点価格に4・3%分の関税を上乗せした546・5円と輸入価格の差額が関税として徴収される。65円未満の安い肉の場合、一律1kg482円の関税（従量税）がかかる。つまり、どんなに安い肉を輸入しようとも国内の流通価格は1kg当たり482円を上回る。安い外国産から国内の養豚家を保護するには

鉄壁な制度に見えるが、そんなに単純ではない。

この制度の最大の問題点は、基準価格内では価格が高いほど税率が下がる点にある。別の言い方をすると、安い肉も高い肉も差額関税によって、強制的に同じ価格にする仕組みだ。輸入業者はそれでは商売にならない。そこで、「安いものを安のまま」輸入するにはどうしたらいいかを考える。簡単である。税関では安い肉の価格を偽ってつり上げ、基準価格と同額で申告すればいい。そうすれば差額関税はゼロになり、支払う関税は4・3%だけで済む。もちろん脱税だ。裏ポーク、闇ポークと呼ばれる世界の話である。本当にそんなことが行なわれているのか。

図2をご覧いただきたい。豚肉の平均輸入価格推移である。冷凍肉も生鮮(チルド)肉もほとんどすべて同じ価格で推移している。その額は524円の近似値だ。524円とは課税額が4・3%と最小になる(逆にいえば脱税額が最大になる)輸入単価である。4・3%とは冒頭の平均関税23円と同額である。つまり、毎年7、80万円ほど、金額にして4000億円前後も輸入される巨大商品において、業者が無数にあり、品質も多種多様にもかかわらず、平均価格が毎年一定とは異様だ。

次に図3に注目いただきたい。輸入豚肉のなかで、最もシェアの高いアメリカの国内豚肉価格の推移である。その価格は大きく変動しているにもかかわらず、図2のとおり輸入価格は見事に一定である。しかも、アメリカ産の実勢価格は日本の輸入額の約3分の1前後で推移している。輸入価格がそろっている点について、農水省はこう弁明する。

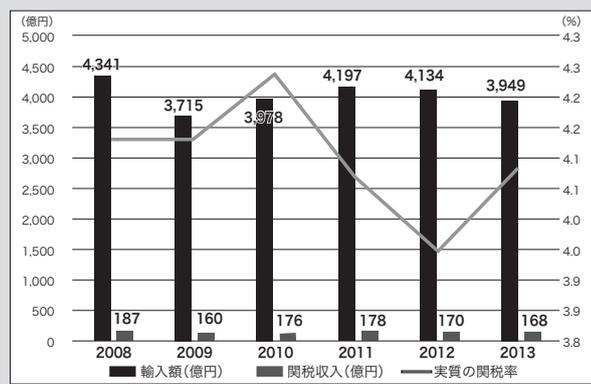
「コンビネーション輸入(価格の高い部位と安い部位を組み合わせて分岐点に近い価格で輸入)するケースが多い。したがって、部位的に見れば、分岐点価格を下回るような部位が国内で取引されることもありうるが、高価格部位も合わせて輸入する必要があることから、結果的に低価格部位の輸入抑制効果が発揮される」(同省資料「豚肉の差額関税制度について」)。この説明が事実であれば、「農水省の説明」ももっともらしいがその論理は破たんしている。

破たんする 農水省の弁明

高い肉と安い肉を混在させた平均で分岐点価格にしているというが、「そもそも海外産の豚肉で分岐点を大幅に超えるような肉は、ごく一部の

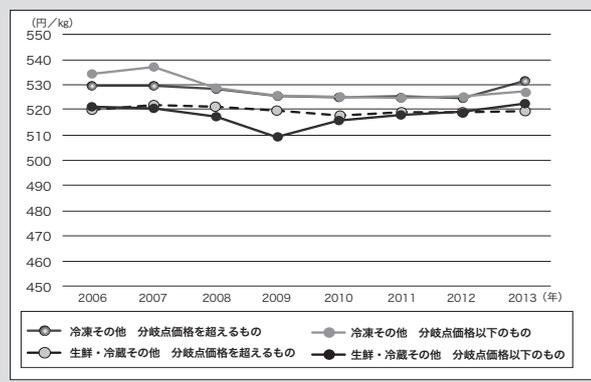
ブランド豚を除いてほとんどない」(業界関係者)。また、日本のようにヒレとロースなど一部の部位だけが重宝されているわけではなく、図3で示したように平均価格は1000から3000円前後である。分岐点を大幅に超える高い肉が大量に存在しないのであれば、抱き合わせて輸入する安い部位と平均して、きれいに関税を最小化できる輸入価格に合わせられるはずがない。現実の輸入豚肉の卸売価格を長期的に見ていっても、輸入価格より安い卸値の時期がしばしば見受けられる。仕入価格より安く売り続けられれば、どんな会社でも赤字となり、倒産する。それでも経営が持続しているのは、脱税が常態化

図1：豚肉輸入額と関税額の推移



出典：財務省通関統計および筆者聞き取り取材

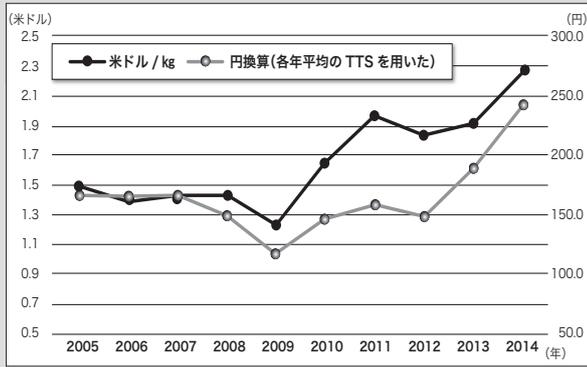
図2：豚肉平均輸入価格推移



出典：財務省通関統計

しているほか説明がつかない。こうした事実があるにもかかわらず、85万t(14年輸入実績、財務省)という輸入量のすべてで、コンビネーション輸入をしていると断定するのが農水省だ。小学生の算数でも、その無根拠さは証明できる。仮に農水省がいうとおり、すべてがコンビネーション輸入だとしても、国産保護にさえなっていない。外国産豚肉で最も需要があるのは、モモや肩肉などの低価格部位である。一般消費者向けのハムやソーセージに加工されるそれらは、手軽で価格も手ごろ、栄養価も高いため、日本人の食生活に深く浸透した商品であり、日本人の豚肉消費の6割弱

図3：アメリカ国内の豚肉価格推移



出典：米国農務省

を占める。一方、ヒレとロースの高級部位はどうか。トンカツやヒレカツ用だ。国産の人氣が高く、すみ分けが進んでいたが、差額関税によって奇妙な現象が起こってきた。

差額関税の負担を減らすためには、本来ハムやソーセージには必要のない高価格の部位を輸入しなければならぬ点だ。メーカーは売りさばけないから、少しでも元を取ろうとダンピング販売をする。スーパーで異様に安い特売があったり、一部外食で利用されている。こうした外国産が国産ヒレやロースと競合し、守られているはずの国内養豚家から、得意とする高価格帯の国内市場を奪っているのである。他方、輸入

業者は高価格部位ダンピングの損失を補おうと、本来安さが売りの低価格部位をできるだけメーカーに高値で売ろうと努力する。その結果、ハムやソーセージでの増量剤等の使用が一般化する。これでは、良いものを仕入れて、いい加工品を作ろうという企業努力が発揮されづらい。おまけに消費者は品質と価格がマッチしていないものを買うという羽目になる。

しかし、メーカーは競争があるから簡単には値上げできず、損してでも生き残りをかける。そこで海外から安いハムやソーセージが入ってくる。すでに加工された豚肉製品は10%しか関税がかからず、他国には差額関税制度がないから、海外メーカーは安い原材料は安く、高い原材料は高くと国際価格で調達できている。これでは国内メーカーは太刀打ちできない。しかも、TTPP交渉でハムソーの関税はゼロになることが決まった(ソーセージは発効6年後、ハム・ベーコンは11年後)。結局は加工品の輸入が増え、いよいよ国内メーカーの経営は苦しくなる。廃業か、工場の海外移転が促される結果を招く。養豚業界は自由化を恐れ、差額関税死守を掲げてTTPP反対運動を戦ってきたが、その目的とは正反対に困るのは日本の養豚家である。

本来、TTPP交渉は差額関税のよ

海外の養豚を利用する 差額関税制度

うな非関税障壁や脱法的な取引を改

一言でいえば、差額関税はアメリカ

力をはじめ海外の養豚家に利益を与える制度だからだ。関税によって安いものを高いものと強制的に同じ価格にする仕組みだから、海外の養豚業者にしてみればこんなにおいしい話はない。価格競争が意味をなさないわけだから、彼らは合法的に高い値づけをして儲けることを選ぶ。輸入業者にしてみれば、海外の養豚家だけを儲けさせてはジリ貧だ。苦肉の策として、脱税方法を編み出したのだ。実際、食肉団体は「廃止」を長年、訴えてきた。少しでも脱税額を減らそうと、現地で加工度合を高める処理を委託し、輸入単価を高めようと努力している。現地にそのための子会社を作った食肉企業も多数ある。その結果、奪われたのは膨大な食肉処理業の地域雇用だ。

ところが、農水省は国益だとい

る制度を残せと主張した。交渉相手

国は「廃止せよ」といいながら、最終的に日本の主張をしぶしぶ飲んだのは完全自由化より自国が得するためである。

それでもなぜ、養豚家、食肉業者、関連従業員を追いつめる行動を取るのか。長年の農水省取材経験から結論づけられ、官僚の無謬性神話である。筆者の指摘を待つまでもなく、差額関税の毒性性は専門家や実務家から糾弾されてきた。『豚肉が消える』(高橋寛監修)、『国際条約違反・違憲豚肉の差額関税制度を断罪する』(農林水産省の欺瞞)(志賀櫻)といった専門書籍があるくらいだ。差額関税を憲法違反とする裁判さえ行なわれている(最高裁判所の上告審で棄却)。この制度を知った者なら、誰の目にも明らかに欠陥があるところだ。とはいえ、それを認められないのが官僚の性なのだ。

「需要と価格の安定」への 国家介入が諸悪の根源

その支えになっ

関連産業の健全な発達を促進し、あわせて国民の食生活の改善に資することを目的(第一条)とするものだ。そのうえで、「この制度は、海外からの安価な豚肉の大量輸入による国内需給の混乱を防止することを目的として制定されたものであり、国内の需給及び価格の安定に寄与して「自負している。我々農水省こそが農畜産の需給と価格を安定化させるのが使命だというわけだ。豚肉だけでなく、TPP交渉において、「需給と価格の安定」を錦の御旗とする農水省にとつての聖域であるコメ、麦、乳製品、砂糖が重要品目となった。しかし、歴史を振り返れば戦時法制で国家による物価統制を行なった名残が、こうしていまも継続しているに過ぎない。

官僚のくだらないプライドをよそに、現実の豚肉ビジネスは続く。脱税が既成事実とはいえ、誰も捕まらたくはない。そこで国内外の子会社やペーパーカンパニーを何社、何十社も迂回させ、架空取引やバックマージンの支払いを積み重ねているのだ。また、こうした複雑な取引ルートによって、元をたどれば一体どこかの国のどんな肉が輸入されたのか、素性がわからなくなる副作用も生じている。違法取引がバレにくい原産国や業者を架空に作る過程で、産地

偽装の温床にもなっているのだ。今後、偽装の深刻化が進む。TPP加盟国の差額関税は下がっていくが、非加盟国の差額は従来どおりのままだ。何が起るか。非加盟国産の豚肉を加盟国に実物かペーパー上かで迂回させれば儲かる。ますます素性がわからない豚肉が出回ることになる。困るのは消費者だ。表示上、〇〇産と信じて買っているが、本当は中国産なのかアメリカ産なのか皆目見当がつかない状態になる。

脱税発覚は氷山の一角 農水省「多数」と認識

以上を読んだ人のなかには、あまりに極論ではないかと訝しく思う向きもある。だが実際、財務省の通関後の事後調査で発覚した脱税額だけでも数百億円を超えるレベルである。近年で脱税額10億円以上の年だけを取り上げれば、09年45億円、12年136億円、13年14億円、14年28億円となっている(財務省「関税等の申告に係る輸入事後調査の結果」)。しかも、これらの金額は書類の事後調査で判明したもので、貨物をチェックしているわけではない。氷山の一角である。

筆者は脱税のためのインボイス操

作を担当していた元商社マンや輸入業者と面談したことがあるが、「業界でまともに関税を払っている話は聞いたことがない」と口をそろえて言う。制度を管轄する農水省もそのことはとうの昔に認識している。06年の「農水省生産局畜産部長」文書において、「差額関税の」法令遵守に向けた取組状況調査において、未だ法令遵守に向けた取組体制が整っていない企業が多数存在(傍点筆者)することが判明した」とあるとおりだ。そのうえで、同文書において「食肉関係補助事業について、法令遵守のための規範等を整備すること等を交付要件とする」と脱税企業に対して、血税を使った補助事業を提供する寛大ささえ示した。さらに、「豚肉を輸入される皆さん、差額関税制度に基づき適正に手続きを行いまししょう」と子供だましのようなパンフレットを業界に配布して行政指導は終了した。その6年後の12年、巨額の脱税が発覚したが、ほとんど同じパンフレットを刷って終わりで

だ。唯一の違いは「適正に」に下線を引いて強調しているだけだ。適正に輸入すれば商売が成立しない仕組みを自ら作ってにおいて、「適正に」と繰り返して問題が解決するはずがない。

同制度の下、通関を管轄する財務

省はまだ正直だ。同年、財務省の関税局長が出した文書「豚肉の輸入申告に係る審査・検査の充実等について」にはこうある。

ずさんなチェック体制 財務省、自ら認める

「豚肉の貨物検査に際しては、部位の識別、貨物の重量に着目すること」「豚肉の各部位に関する知識の向上等を図るため、関係職員に対する研修の充実を努める」「各豚肉原産国における豚肉流通価格の把握に努める」「豚肉の輸出価格に係る情報の入手に努める」

言い換えれば、「税関でこれまで部位も重量もチェックしていませんでした。それ以前にばら肉やロースなどの部位の識別法も知りませんでした。海外の豚肉価格も知りませんでした」と認めたのだ。「何のチェックもないから、どんな肉でも、書類には『豚肉』と書けば分岐点価格で簡単に通関をさせた」(先述の元商社マン)との発言を裏付ける内容だ。非を認めると同時に、財務省は取締強化に出る。通関書類の一つとして、輸入する豚肉の現地での仕入価格等を添付するよう求めるようになった。しかし、脱税は減るどころか、

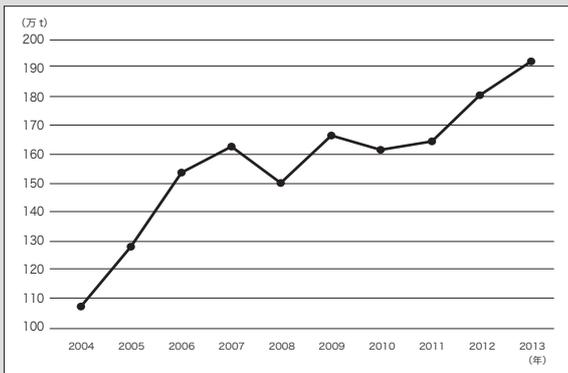
さらに巧妙な手口を生んでいる。輸入業者は差額関税の適用がなく、20%から25%の低関税品目「豚肉調製品」を選んで、輸入申告する傾向が増えている。その輸入量と価格は図4と図5で示してある。輸入量は審査が厳しくなった過去10年で倍増し、20万tと未調製の豚肉の3割ほどに迫っている。価格はといえど300円前後だ。調製品とは、豚肉を細かい部位に分け、塩コショウやスパイスを加えるなどして半加工した製品である。当然、枝肉や未加工の部位肉より価格が高くなるはずだが、ほぼ半値である。

脱税の新たなカラクリ 取締強化後に急増

そのカラクリはこうだ。通関に現地書類を求められるようになったため、安い価格のものを分岐点価格で輸入してばかりでは脱税がばれてしまう。仕方なしに多少の高価格部位を混ぜるようになった。また、輸入仕入額の海外送金でもチェックが厳しくなっており、申告どおりに支払わなくては同じくばれる。しかし、それでは儲けが少なくなる。差額関税で輸入した安い豚肉は分岐点価格どおり海外送金すると同時に、調製

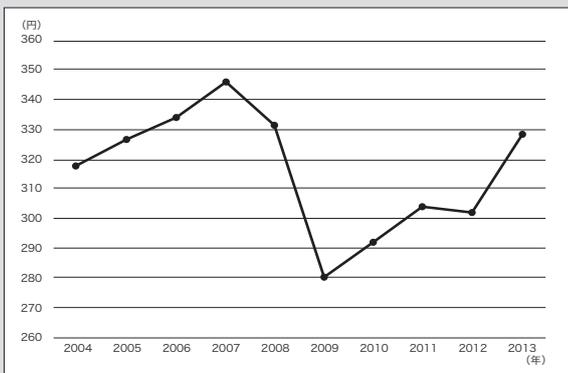
品の関税コードを使って高い豚肉を安く仕入れることで、合法的に相互の損益を相殺しているのだ。財務省の担当者はこの筆者分析をぶつけたところ、「豚肉の脱税はたしかに巧妙です。といっても、麻薬の密輸も巧妙ですから、そんなに変わりありません」と豚肉と麻薬との妙な類似点を述べる。しかし、行政の責任からいえば、豚肉のほうが悪質である。麻薬密輸は明らかに違法だが、差額関税は合法品（ごく普通の豚肉）の違法化を誘発する制度だからだ。制度を改めるだけで、問題は水解決する。この制度は日本特有の国内ルールである。TPPのような国際交渉プロセスを経なくても、国内法で自由に改変、廃止できる。そこで、財務官僚にこう問いかけた。「あなたは関税・税制のプロだ。もしそうなら、差額関税制度が『堅気でない』ことはわかっているはずだ。専門の行政官としての良識と良心があるなら、財務相に進言し、農水省に対して制度改正を求めろべきだ。関税の管轄は財務省だが、制度を作ったのは農水省だ。悪法だと知りながら、なぜあなたは農水省の論理に従属して、現場で小間使いをしているのか。取締強化をしているといっても、財務官僚の優秀な頭脳を豚肉の輸入書類チェックにいつまで浪費し続けるつ

図4：豚肉調製品の輸入量推移



出典：財務省通関統計

図5：豚肉調製品の平均輸入価格推移



出典：財務省通関統計

もりなのか。答えは美しかった。「私どもの立場をご理解いただき、お礼申し上げます」
その取材後、農水省に別の角度から問いつめた。「本当に差額関税制度が養豚家を保護すると信じているのなら、農水省は皆さんの取締をしていく財務省に豚肉通関の徹底指導をすべきではないか。答えは官僚的だった。「管轄を侵すことはできません」の一点張りだ。そういうなら、次の質問に移ろう。「あなたがたは、差額関税維持・減額のTPP合意で養豚業界への影響は限定的（約169億円から322億円）だと公式見解を発表している。そういうえるためには、輸入豚肉の部位別価格と需給状況を

把握しているに違いない。さもなくば、国産と外国産のどの部位が價格的に量的に競合しているか計算できない。もし計算していなければ、影響度合の見解の根拠自体が存在していないことになるがいかか。その返事がいかしている。「畜産の需給情報を統括する農畜産業振興機構に聞いてくれ」。責任逃れである。そこで素直に問い合わせてみると、驚くべき回答を得た。「価格はわかっているが、調査は外注しており、個別企業の機密情報にかかわる問題につき、詳しくは回答できない」の繰り返しだ。がちが明かないので、食肉の市場調査を詳しく行なっている業界団体に価格を問い合わせた。「量は

目に豚肉を取り上げたのにはわけがある。国家が貿易に少しでも介入するとうなる、という生きた例を示したからだ。各者の利害が交錯し、ビジネスが不透明化するのだ。不透明どころか、ダークビジネスといっても過言ではない。国家介入とはその欠陥が社会主義国の崩壊で証明されたとおりである。

自由を安定のために 犠牲にすれば落ちぶれる

農水省には差額関税を設計した1970年当初、社会主義国がそうだったように、「養豚家を保護してやりたい」との誠実さはあったのだろう。筆者はそこは疑わない。それがなければ、こんな複雑怪奇な制度設計などできやしない。いまま養豚団体は、農水省の誠実さ、財務省の誠実さに訴えて、その取締強化、厳罰化を求めている。しかし、誠実さほど過大評価されている美徳はない。

ブルタルコス（西暦1世紀のギリシャの哲学者）はこう述べている。「自由の真の破壊者とは利益供与をする人々である」。アメリカ元大統領レーガンはこの箴言について、「その誠実さや人間的な動機に反して、自由を安定のために犠牲にする者は

落ちぶれた道を歩むことになる」と解釈した。まさに差額関税制度のことを指している。国産豚肉の需給「安定」という大義の下、豚肉業界の「自由」を奪い、養豚家への「利益供与」を行なっている。通常の利益供与＝補助金より悪質なのは、外国に「賄賂」を国家が払っているのと同様な点だ。法外な高値で日本に売るのを合法化、促進しているからだ。その賄賂を国内に持ち帰る手段が脱税であり、各種操作なのだ。自由貿易の精神の「真の破壊者」である。

自由貿易の精神とは何か。「自由貿易システム」の偉大な美徳とは、人々の肌の色や宗教なんて気にしない。ただ気になるのは彼らが、自分が買いたい何かを作っているかどうかだ。これまで我々が発見したシステムのなかで、お互い嫌いな者同士を互いに取引させ、互いに助け合わせることを可能にする最も効率的な仕組みである」（ノーベル経済学者ミルトン・フリードマン）

自由貿易の反対語は管理貿易である。そのいびつな管理の形が差額関税貿易である。それが生み出すのは対立と敵意と憎しみである。官庁と食肉業界、養豚業界の対立は顕在化している。一部発言を各種メディアや団体ホームページから引用しよう。「悪質な不正に対し業界団体への

断固とした抗議や財務省及び関税当局への差額関税の監視徹底の要請を行う」（日本養豚協会）。「不正輸入の発覚は」結局、投書や密告に頼るというような結果になっている」（第94回国会議事録）。「輸入冷凍豚肉の八割以上が脱税がらみだという情報も寄せられている」（第162国会議事録）。「複雑なために悪用されやすい」（日本ハム・ソーセージ工業協同組合）。「豚肉差額関税廃止を、財務省などに是正要請」（沖縄ハム）。

自由貿易と管理貿易 その本質的違いとは

抗議や要請、投書や密告といった、およそ自由資本主義社会とは思えない手段によって、各自の主張が繰り返されている。管理貿易は、自由貿易と違い、異人種、異宗教の者同士の助け合いを促進するどころか、同じ日本人同士、しかも同じ豚肉業界・管轄官庁同士でのいがみ合いを日常化させている。

本来、世界の農業界・食品業界において、同じ品目にかかわる者たちは皆、仲間である。同じ世界の養豚業界であれば、いい豚肉を作り、仕入れ、加工し、売る者たちは共にすばらしい豚の食文化を広める同志で

はないか。生産者や加工業者、国産や外国産といった垣根を越え、消費者・マーケット志向で同じ品目の業界団体を形成し、切磋琢磨、協業しあうべきである。

特集PART1執筆の渡邊教授からこんな話を聞いたことがある。「日本・メキシコEPAの首席交渉官を務めていた際、メキシコの養豚団体から『日本の養豚家たちと協力したい。お互いの得意分野が違うのだから、自由貿易協定のメリットを活用して、力を合わせて日本、メキシコ、そして世界の消費者のためのサプライチェーンを築いていこうではないか』との打診があった。残念ながら、当時の日本の養豚業界はEPA絶対反対で、そのオファーは受け入れられなかった模様だ。

繰り返しいおう。海外の養豚家は敵ではない。敵がいるとすれば、内外の肉牛農家であり、養鶏家である。牛ステーキや焼き鳥を食べた後、誰がトンカツを食べるのか。現代の農畜産ビジネスは消費者の「胃袋内競争」である。豚牛鶏、どれを先に食べていただくか英知を結集し、行動に移すのが経営者が集う豚肉生産・加工共通の業界団体の役割である。そのためには、差額関税というお上が作った制度で内輪もめをしている場合ではない。

【TPP再交渉戦略】

現在の差額関税制度が温存された状態では、養豚家の経営にとって将来の予見性は高まらない。脱税オプションが残ることで、不安や内輪もめが継続するだけだ。それ以上に問題がある。TPPの牛肉関税交渉の結果、牛肉業界は予見性が高まったことである。38・5%の関税率が段階を経て16年目に9%にまで下がる。一律の従価税であるから、輸入価格にその時点での関税をかければ、課税後価格がわかる。

つまり、肉牛農家、牛肉業界のほうはその結果の賛否は別として、経営の視点からその影響度が予測しやすい。マーケットの観点からいえば、不透明な豚肉より牛肉のほうがさらに扱いやすくなる。さらに差額関税の制度厳格化が行なわれてしまえば、国内豚肉価格の高騰を招き、消費減退に結びつく。一過性の相場で儲かって、健全な業界とはいえない。肝心なのは、国内の豚肉・加工品の消費が健全に高まっていくことである。食肉業界全体でいっても、関税といった制度上の違いで牛と

豚の競争環境に差が起ることは健全ではない。

では、制度に左右されない公平なマーケット環境を構築するにはどうすればいいか。それは、豚肉の関税制度を今回、合意で決まった牛肉とまったく同じにすることだ。そうすれば、牛肉と豚肉の家畜別の税金差別はなくなる。同時に、品質に応じた透明な取引・マーケット形成が豚肉業界において実現する。そのためにも、国内制度の国会での見直しを開始し、TPP加盟国に対して、その旨、通達、相手の要求があれば交渉すればいい。世界中どこを探しても差額関税制度を採用している国は日本しかない。TPP加盟国も当然、不透明な非関税障壁としてその制度に反対している。したがって、日本の制度改正は歓迎されることになるのは確かだ。自由・民主主義の日本にとって、選挙で選ばれていない官僚の裁量に貿易が左右される、このような制度が残っていること自体が汚点であり、国益に反しているというまでもない。

表1：豚肉輸入にかかわる制度と実態およびTPP発効後のオプション

| | | 現在 | | 発効年 | | 発効5年後 | | 発効10年後 | | |
|---|------------------------|--------------------------------|---|---------------------------|---|------------------------------|---|------------------------|-------------------------------------|------|
| 関税制度 | | 最大482円/kgの従量税(差額関税)および4.3%の従価税 | | 従量税は最大125円/kg、従価税は2.2%に変更 | | 従量税は最大70円/kg、従価税は1.2%(注6)に変更 | | 従量税は最大50円/kgに変更、従価税は撤廃 | | |
| | | 脱税する場合 | 脱税しない場合 | 脱税する場合 | 脱税しない場合 | 脱税する場合 | 脱税しない場合 | 脱税する場合 | 脱税しない場合 | |
| 分岐点価格524円超えの場合 (実際にはこのような高価な商品はほとんどない) | | 約23円 注1 | 23円以上 (輸入価格の4.3%) | 約12円 注1 | 12円以上 (輸入価格の2.2%) | 約6円 注1 | 6円以上 (輸入価格の1.2%) | 0円 注7 | 0円 | |
| 分岐点価格524円の場合 (実際にはこのような高価な商品はほとんどない) 注2 | | 約23円 注3 | 23円 (524円の4.3%) | 約12円 注3 | 12円 (524円の2.2%) | 約6円 注3 | 6円 (524円の1.2%) | 0円 注7 | 0円 | |
| 分岐点価格524円未満の場合 | | 約23円 注4 | 24円以上 482円以下 (基準価格546.5円 - 輸入価格) 注5 | 約12円 注4 | 13円以上 (最大125円) (基準価格535.5円 - 輸入価格) 注5 | 約6円 注4 | 6円以上 (最大70円) (基準価格530円 - 輸入価格) 注5 | 0円 注8 | 最大50円 (基準価格524円 - 輸入価格) 注5 | |
| 例 | 輸入価格 300円/kg の場合 | 課税後価格 | 323円 | 524円 | 312円 | 425円 | 312円 | 370円 | 300円 | 350円 |
| | | 脱税額 | 201円 | | 113円 | | 58円 | | 50円 | |

注1：分岐点価格524円程度になるよう、実際よりも安く申告。
注2：関税額が最少となる。
注3：関税額が最少となるため、インボイス操作の必要なし。
注4：分岐点価格524円程度になるよう、実際よりも高く申告。
注5：輸入額が安いほど関税額が高額になる。

注6：従価税はTPP発効時2.2%となり、10年後の撤廃まで毎年同じ割合で段階的に削減される。5年後は推定1.2%。
注7：関税がかからないため、インボイス操作の必要なし。
注8：分岐点価格524円以上になるよう、実際よりも高く申告。